

# 定款

## JAB S001:2019

第 4 版 : 2019 年 3 月 26 日

第 1 版 : 2010 年 7 月 1 日

公益財団法人日本適合性認定協会

## 定 款

## 第 1 章 総則

## (名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本適合性認定協会（英文名 Japan Accreditation Board、略称「JAB」）と称する。

## (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第 2 章 目的、事業及び規範・規律

## (目的)

第 3 条 この法人は、我が国における適合性評価制度（以下「適合性」という）及び適合性に係る諸外国との相互承認体制の確立と発展を図り、もって我が国産業経済の健全な発展と公正な経済活動を支えるとともに、安心・安全な社会基盤構築に寄与することを目的とする。

注：適合性評価とは、製品、プロセス、システム、又は要員などの認証や、温暖化効果ガスの排出量の検証、及び検査、試験・校正を行う機関に関する規定要求事項が満たされていることの評価である。

## (事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、適合性評価機関に係る認定及び指定調査並びにそれに必要な事業を行う。この事業の範囲には、適合性評価制度に係る下記の業務を含む。

- (1) 適合性評価機関の認定及び認定結果の公表
- (2) 国際及び国内の適合性評価に係る規格制改定への協力
- (3) 認定機関間の相互承認の推進、維持
- (4) 調査及び研究・開発
- (5) 普及及び啓発、研修
- (6) 内外関係機関等との交流及び協力
- (7) 制度利用者等への情報提供
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な業務

2 前項の事業については、国内及び海外において行うものとする。

注 1：認定とは、適合性評価機関に対し、特定の適合性評価業務を行う能力を公式に実証したことを伝える第三者証明

## (規範)

第 5 条 この法人は、公益財団法人として日本国の法令を遵守することに加えて、適合性

に係る事業の国際的整合性を維持するために認定機関に適用される国際標準化機構（ISO）や制度運営機関、認定機関間の相互承認を受けるために認定機関に適用される基準・規格等に従うものとする。

（規律）

第6条 この法人は、評議員会が別に定める行動憲章の理念と規範に則り、事業を公正・公平に、かつ透明性を確保して運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信頼の維持・向上に努めるものとする。

第3章 資産及び会計

（資産の構成）

第7条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）設立当初の財産目録に記載された財産
- （2）設立後寄附された財産
- （3）資産から生じる収入
- （4）事業に伴う収入
- （5）その他

（資産の種別）

第8条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
  - （1）設立に際し基本財産として記載された財産
  - （2）設立後基本財産として寄附された財産
  - （3）設立後理事会の議決と評議員会の承認により基本財産に繰り入れられた財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（資産の管理）

第9条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

（基本財産の処分）

第10条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の目的達成上特に必要があると認められる場合において、理事会の審議を経た上、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の承認を受けた後、その一部を処分し、又は担保に供するときは、この限りでない。

## (事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## (事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会にて承認するものとする。

- 2 事業計画、予算を変更する場合は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 事業計画書と収支予算書については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## (借入金)

第13条 この法人は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を得なければならない。

## (事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を得た書類については、定時評議員会に提出し、承認を得なければならない。
  - 3 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
  - 4 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
  - 5 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監事による監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第5項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員の設置)

第16条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

- 2 評議員は、非常勤とする。
- 3 評議員は、この法人の役員を兼ねることはできない。
- 4 評議員は、この法人の使用人を兼ねることができない。

(評議員の選任分野)

第17条 評議員は、下記の選任分野から特定分野に偏らぬよう選任する。

- (1) 基本財産出捐団体
- (2) 産業界
- (3) 学識経験者
- (4) 一般消費者
- (5) この法人が認定した機関
- (6) その他、評議員会が定める分野

(評議員の選任及び解任)

第18条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第 19 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第 20 条 評議員に対して、不当に高額にならない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。その額は、毎年総額 300 万円を超えないものとする。
- 2 この基準は、公表するものとする。
  - 3 前項とは別に、評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
  - 4 前 3 項に関し必要な事項は、評議員会が別途定める。

## 第 5 章 評議員会

（評議員会の設置及び構成）

- 第 21 条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の会長)

第22条 評議員の中から1名、会長を選定する。

- 2 会長の選定方法は、評議員会が定める。
- 3 評議員会の議長は、会長が務める。

(評議員会の権限)

第23条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任並びにそれらに係る規定類の制改廃
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその規程
- (3) 評議員の選任及び解任並びにそれらに係る規定類の制改廃
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 事業報告及び決算（貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 基本財産の処分又は除外、及び担保に供することの承認
- (9) 公的目的取得財産額に相当する額の贈与及び残余財産の処分
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の廃止
- (11) 必要に応じて、評議員会の下部組織を設置すること。
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び、その他評議員会が定める事項

(評議員会の開催)

第24条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月までに1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集と通知)

第25条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の要求があった場合、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会開催の5営業日前迄に、評議員に対して招集の通知をしなければならない。営業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、及び年末年始等の本協会の定める休日を除いた日とする。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

## (評議員会の決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 第23条第1項第6号から第10号
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

## (評議員会の決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

## (評議員会の報告の省略)

第28条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

## (評議員会の議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、評議員会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かななければならない。

## (評議員会の運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が定める。

## 第6章 役員

## (役員の設定)

第31条 この法人に、次の常勤又は非常勤の役員を置く。



- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 理事のうち、若干名を常務理事、若干名を執行理事とすることができる。
- 4 理事長、及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事、及び執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 理事は、この法人の評議員又は監事を兼ねることができない。
- 6 監事は、この法人の評議員、理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員を選任等)

第32条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 常務理事、執行理事を設けること、及びその選定は理事会の決議による。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令に定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令に定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 この法人の認定事業遂行上、認定機関としての観点より、利害衝突が懸念される者は選任しない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところに加え、理事会が定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長、及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 理事長は、理事会を代表し、この法人の業務を統轄する。
- 4 専務理事、常務理事、執行理事の執行職務の範囲及び権限範囲は、理事会にて定める。
- 5 理事長、専務理事、常務理事及び執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、この法人の業務及び財産の状況を調査し各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務

及び財産の状況の調査をすることができる。

- 4 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。ただし、監事については増員を適用しない。
- 4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第37条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員報酬規程に従って報酬等を支給する。

- 2 この基準は、公表するものとする。

(理事の取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は自己が利害を有する第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引

(役員責任の免除)

第39条 この法人は、役員が「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第7章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第40条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第41条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 事業計画及び予算の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 第32条第2項から3項に関わる理事の選定及び解職

(5) 評議員会の招集に関する事項

2 法令及びこの定款に定めるもの以外に、第1項の遂行に必要な事項は、理事会が定める。

(理事会の種類、開催、招集)

第42条 理事会は、年2回の定時理事会に加え、随時開催することができる。

2 定時理事会は、2月又は3月開催の予算理事会と、5月又は6月開催の決算理事会の年2回の開催とする。

3 第3項 定時以外の理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対して理事会の目的を示して理事会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が、法令の規定により、理事長に理事会の招集を請求したとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

4 理事会は、理事長が招集する。ただし、前項第3号により理事が招集する場合及び前項第5号により監事が招集する場合を除く。

5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事、常務理事がその順序にて代わってこれにあたり、専務理事も常務理事も不在の場合は、その他の理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

(理事会の報告の省略)

第46条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する同法第91条第2項の報告にはこの限りではない。

(理事会の議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、専務理事、及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、理事会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会の運営規則)

第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が定める。

## 第8章 事務局、及びアドバイザリコミッティ

(事務局)

第49条 この法人に、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の決議により選定し、職員は事務局長が任免する。
- 4 事務局の組織、業務規定は、事務局長が制改廃する。

(アドバイザリコミッティ)

第50条 この法人は、必要に応じて、認定事業に係るアドバイザリコミッティを設けることができる。

- 2 このコミッティの組織、業務及び権限は、理事会が定める。
- 3 このコミッティの委員は、理事会が定めるところに従って選定し、事務局長が委嘱する。

## 第9章 定款の変更及び解散

## (定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第18条についても適用する。

## (解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

## (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## (残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告、補則

## (公告)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## (補則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の業務の執行に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## (引用文書、関係様式)

第57条

文書番号	文書名
S004	行動憲章

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

金井務、井口新一、久保真

- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

東実、早野敏美、高木康、吉澤正、二瓶好正、金森房子、崎田裕子、下井泰典  
松島芳文、篠原孝雄

#### 附則

この改定（第2版）は、2013年度に関する定時評議員会の終結をもって施行のこととする。

#### 附則

この改定（第3版）は、2018年6月12日開催の定時評議員会の終結をもって施行のこととする。

#### 附則

この改定（第4版）は、2019年3月26日開催の臨時評議員会の終結をもって施行のこととする。

## 改定履歴（公開文書用）

版 番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	S001新規発行	2010-7-1	総務部長	評議員会
2	第11回評議員会第3号議案に基づく改定。 第31条、第32条、第33条の変更、及び第58条 の新設、その他「定期評議員/理事会」を「定 時評議員会/理事会」に修正。	2014.06.10	総務部長	第11回評 議員会
3	代表理事体制の変更に基づく改定。関連する次 の条文の記載を修正。 第31条第4項、第33条第2項、第47条第2項。	2018.03.27	総務部長	第21回評 議員会
4	・移転に伴う事務所所在地の変更。（第2条） ・責任分離、独立性確保のため事業計画及び予 算、借入金を評議員会承認から理事会承認に変 更。（第12条第1,2項、第13条、第23条、第41 条） 同様の目的で公正性、公平性、透明性、倫理に かかる報告に対する指示を評議員会から、理事 会に変更。（第23条） ・監理パネルの廃止。かわってアドバイザリコ ミッティを設置し、定款に追加。（第50条） ・その他、表現の見直し。	2019.03.26	総務部長	第24回評 議員会

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目22-1

日本生命五反田イーストビル3F

Tel.03-3442-1210 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします